

平成30年 第11回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年7月12日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成30年7月12日

東京都教育委員会第11回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第43号議案から第45号議案まで
東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 都立国際高等学校・国際バカロレアコース卒業生（第1期生）について
- (2) 久留米特別支援学校（仮称）の開校予定年度の変更について
- (3) 東京都教科用図書選定審議会（第3回）の答申について～教科書調査研究資料及び平成31年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について～

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千枝子
委 員	北 村 友 人 (欠席)

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
(書 記) 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成30年第11回定例会を開会いたします。

本日は、北村委員から、所用により御欠席との届出を頂いております。

本日は、読売新聞社からの取材と5名から傍聴の申込みがございました。以上について許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言動に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回5月24日の第9回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第9回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回6月28日の第10回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第43号議案から第45号議案までにつきましては人事等に関する案件でございますので、非公開とさせていただきます。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

(1) 都立国際高等学校・国際バカロレアコース卒業生（第1期生）について

【教育長】 それでは、報告事項（1）都立国際高等学校・国際バカロレアコース卒業生（第1期生）について、教育改革推進担当部長、説明をお願いします。

【教育改革推進担当部長】 報告事項（1）都立国際高等学校・国際バカロレアコース卒業生の状況について御報告いたします。

平成27年に、都立国際高等学校におきまして、日本の高校の卒業資格と国際バカロレアのフルディプロマ資格の両方の取得を目指す国際バカロレアコースを公立高校では全国で初めて設置したところでございます。その第1期生につきまして、国際バカロレア資格の取得状況等の結果が出ましたので御報告をいたします。

はじめに、今年5月に行われました、再試験の結果を含めた第1期生の国際バカロレア・フルディプロマ資格の取得状況でございます。国際高校IBコースのフルディプロマ資格取得率は89.5パーセント、平均スコアは31.0。最高スコアは45点満点中の40点となっております。

御参考までに、国際バカロレア機構から公表された世界平均を載せておりますが、フルディプロマ資格取得率が69.8パーセント、平均スコアが28.6となっており、全て世界平均を上回る結果となっております。

次に、合格した主な海外大学についてでございます。合格した主な海外大学につきましては、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドンをはじめとしたイギリスの大学やア

アメリカ、カナダ、オーストラリア、中国など、様々な国の大学となっております。なお、参考までに、これらの大学は、よく使われますタイムズ・ハイヤー・エデュケーション世界大学ランキング2018では、100位以内に位置付けられている大学でございます。日本の大学で100位以内となっているのは、東京大学と京都大学のみで、そういった意味では、東京大学や京都大学と同等程度の評価を頂いている大学と考えられます。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【山口委員】 非常に良い成果が出て、先生方の御苦勞もあつたと思うのですが、すばらしいと思います。海外の大学は、日本の大学と違い、入学よりもそこで何を学び、卒業後にどういう職に就くか、どういう社会人となっていくかということが大変大事にしています。1期生ですので、彼らがどういうふうに学生生活を送って、どんな成果を上げたのかということも、是非追える範囲で追っていただければ、その後の参考になると思いますので、よろしくをお願いします。

【教育改革推進担当部長】 学校と協力して、その辺についても追跡調査をしてまいりたいと思います。

【遠藤委員】 この数字を世界平均等と比べますと、数字の上ではありますが、国際高等学校・国際バカロレアコースは非常に成績が良い。海外の大学に行くと、非常にお金も掛かるということで、国の学生支援機構でも、学位取得型の奨学金、給付型を設けて、国際高校の学生もかなり合格をしているという現状がございます。この数を見ますと、私どもで支給している給付型奨学金の、学位取得型の人数がかなり多いです。そうすると、このほかの海外の大学に行く人たちの経済的なサポートと言いますか、これを見ると、カナダだとかオーストラリアだとかそういったところは、留学生に対する支援も非常に手厚いという国も多いのですが、全てその奨学金でもって留学できるのか、あるいは、自費と言いますか、自力で学費を工面しなくては行けないのか、この辺の調査はしておられるでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 フルディプロマ資格を取得した生徒は17人です。その

中で、現在海外の大学に合格している生徒が13人おります。そのうち、日本学生支援機構の奨学金を利用させていただく生徒が3名、それから、進学先の海外大学の奨学金を利用する予定の生徒が4名という形になっております。

【遠藤委員】 残りはそうすると、自費ということになりますね。

【教育改革推進担当部長】 はい。

【秋山委員】 このようなすばらしい成果は、都民にどのような形で公表されるのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 本日、教育委員会で報告をさせていただきましたので、この後、プレスに公表するとともに、学校のホームページ等でも公表してまいります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

(2) 久留米特別支援学校（仮称）の開校予定年度の変更について

【教育長】 次に報告事項（2）久留米特別支援学校（仮称）の開校予定年度の変更について、特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは、報告事項（2）久留米特別支援学校（仮称）の開校予定年度の変更について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。まず、1の久留米特別支援学校（仮称）の概要でございますが、本校は都内知的障害特別支援学校の在籍者の増加に適切に対応するため、平成22年11月に策定いたしました東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づきまして、設置するものでございます。

設置場所でございますが、東京都東久留米市にございます平成28年度末に閉校いたしました久留米特別支援学校の敷地でございます。設置は知的障害教育部門の高等部でございます。こちらでは、いわゆる地域の生徒が通う普通科に加えまして、主に知的障害が軽度から中度の生徒を対象にいたします、基礎的職業教育を行う職能開発科を設置いたします。普通科では通学区域を定めます。現時点では清瀬特別支援学校

の全域と田無特別支援学校の一部を本校の通学区域とすることを想定いたしております。

開校予定年度は、当初の計画ではまず普通科を平成32年度に開校いたしまして、その後、平成33年度に職能開発科を開設する予定としておりました。この場合、平成32年度の開校当初の校舎が完成しておりませんので、清瀬特別支援学校内で開校し、校舎が完成した後、2学期9月から新校舎で学校運営を始める予定となっております。

続きまして、2、開校予定年度の変更を御覧ください。本校の開校年度を平成32年度から平成33年度に変更いたします。なお、職能開発科につきましては、当初の予定どおり、平成33年度に設置いたします。

3、変更の理由でございます。本校の工事契約につきましては、当初、今年4月に仮契約を行い、6月の第2回都議会定例会への付議を予定しておりました。ところが、入札金額が予定価格を超過して契約不調となっしまい、仮契約及び6月の第2回都議会定例会への付議ができない状況となりました。このことによりまして、契約及びその後の工事スケジュールに変更が生じまして、現在、校舎の工事完了が平成33年1月頃になる見込みとなっております。

以上のことから、平成32年度の開校は困難であると判断いたしまして、平成33年度の開校と変更するものでございます。

続きまして、4、今後の対応を御覧いただきたいと思えます。まず(1)の工事契約の再発注でございます。本契約は財務局で行う契約となっております、財務局におきまして、工事内容や積算等の精査見直しを行い、8月上旬に再発注を行い、入札後、第4回都議会定例会に契約案件として付議する予定でございます。

次に(2)の開校年度の変更による影響でございます。今回の工事完了時期の変更によりまして、清瀬特別支援学校の過密解消が平成33年4月まで遅れることとなります。現在、清瀬特別支援学校では、管理諸室や特別教室の転用などで普通教室を確保いたしております。清瀬特別支援学校では、転用する際には、児童・生徒が直接学習活動に使用しない会議室などの管理諸室を優先することや、特別教室を転用する際には、美術室や作業室など、複数設置されている教室の1室を優先するなどの対応をい

たしておりますが、平成32年9月以降もこれまでと同様に、教育活動への影響が最小限となるよう、適切に対処してまいります。

最後に5、開校に向けたスケジュールを御覧ください。これまで説明いたしました変更前後の違いを表に示しております。表の上段が当初の開校スケジュール、下段が変更後の開校スケジュールとなっております。変更前の平成32年度を御覧いただけますでしょうか。先ほど説明申し上げましたとおり、当初の計画では平成32年度の開校は清瀬特別支援学校の校舎で迎える予定でございました。1学期中に工事を完了いたしまして、夏期休業期間中に移転を行い、9月から新たな校舎で授業を開始することといたしておりました。変更後につきましては、工事の着工が7月から1月に半年遅れることから、平成33年4月、普通科及び職能開発科を同時に開校することといたしております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【遠藤委員】 今回の御説明ですと、清瀬特別支援学校で臨時にやるというのは続けるわけですね。その中で過密状態になるので、それはいろいろ工夫をしてというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それからもう一点ですが、簡単に入札価格が予定価格を超過して契約不調になったということですが、この人件費や資材価格の上昇というのは、一般的に分かっていることであって、この予定価格の決め方自体に問題がなかったのかどうか、あるいは、東京都のほかの工事でこうした事例といたしますか、こうしたことで入札不調となった工事案件というのはほかにもあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 3点頂きました。まず清瀬特別支援学校で仮にスタートというのは、今回平成32年度に開校ということですので、仮スタートという形になったのですが、32年度中は、もう清瀬特別支援学校として通常どおりやっていただいて、33年度から新たに清瀬特別支援学校の高等部だけが久留米特別支援学校に移るという流れになります。33年度当初から、清瀬特別支援学校では、高等部の生徒がいなくなることを含めて、校内の教室を調整いたしまして、過密が解消するという流れ

になります。

次に不調の関係でございますけれども、今おっしゃられたとおり、今回の不調の原因は資材価格などの高騰でございます。元々の契約を締結する準備をする時間と、実際に契約をするタイミングとの間で、積算の時点から5か月の時間がございまして、その5か月の間に、今回、大きく価格が上がってしまったようでございまして、不調となったものでございます。

今回、予定に出しておりましたのは、ほかにちょうど第2回都議会定例会に議案として出しました町田の丘学園や水元特別支援学校の案件もあったのですが、そちらの方は契約不調にならずに済んだところでございます。

この久留米特別支援学校の特長でございますが、学校敷地が広いものですから、校舎だけではなくて、校舎と一緒に合わせて行う土木工事など付随する工事が多くて、その関係で費用の増高分というのが大きく出たのだらうと聞いております。

【宮崎委員】 今の御質問と同じような趣旨ではあるのですが、本末転倒というか、学校に行くということは教育環境に入ること、建物に行くわけではないので、建物ができないから教育できないというのは、やはり逆だと思っております。是非、次回の入札の時には、不調にならないようにきちんと対応していただきたい。また駄目という、結局、教育の理念、目的とは違うところで実現ができないということになりますので、是非そこは、よく計画を立てていただきたいと思っております。今、オリンピック・パラリンピックに近付けば近付くほど困難になります。世の中、今そういう傾向が出ていますので、遠藤委員がおっしゃったように、是非そこは頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

【特別支援教育推進担当部長】 財務局で契約につきまして、次にきちんと契約ができますよう、積算を丁寧にやっておりますので、期待に添えるようにまた頑張っていきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(3) 東京都教科用図書選定審議会（第3回）の答申について～教科書調査研究資料

及び平成31年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について～

【教育長】 次に報告事項（3）東京都教科用図書選定審議会（第3回）の答申について～教科書調査研究資料及び平成31年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について～、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 前回の教育委員会定例会では中学校一般に関しての教科書調査研究資料を御報告させていただきました。本日は6月29日付けで、教科書選定審議会から、都立中学校、都立中等教育学校の前期課程及び都立特別支援学校の小学部・中学部の教科書調査研究資料や採択資料についての答申を頂きましたので、御報告いたします。

まず、資料の4枚目です。採択のスケジュールについて、小学校と中学校について、もう一度確認をさせていただきます。

小学校の採択ですが、26年度に採択しています。一度採択すると、4年間使用することになります。ですから、今年度まで使用で、今年度採択替えをしなければなりません。ただ、32年度に新しい学習指導要領が始まりますので来年度また採択をしなければなりません。ですから、今年度採択したものは、来年1年間しか使わないという少々特殊な事情がございます。

次に、中学校の方を御覧ください。中学校は、採択は27年度で、4年間使用ですので、まだ今年度、30年度は、そのまま使うことになって、31年度に採択ですが、来年度から「特別の教科 道徳」が中学校で始まりますので、30年度は、この「特別の教科 道徳」の教科書を採択しなければならないということです。本日は、これらについての答申の報告でございます。

資料の1枚目に戻ります。どのような答申を頂いたかと言いますと、大きく分けて3点ございます。

まず1点目として、本日お配りしてあります資料のうちの、資料の1と2、これが調査研究資料ですが、これは資料として適切であるということが、第一段落です。第

二段落で資料の3から5までに当たります教科書採択資料、これも採択する際の資料として適切であるという答申を頂きました。三つ目ですが、東京都教育委員会はその責任と権限において、こうした資料等を使いながら、適正、公正に採択を行うこと。この3点を頂きました。

それでは、資料の2ページ目、資料の概要について先に説明させていただきます。

まず、大きく分けて1の調査研究資料と2の採択資料、3の資料の取扱いとありますけれども、まず大きな1の調査研究資料について御説明いたします。

まず、前回の定例会で御報告した、中学校の調査研究資料との関連を図りつつ、採択に際してより参考になるものになるよう調査研究を行いました。(1)の都立中学校及び中等教育学校(前期課程)用の教科書調査研究資料につきましては、「特別の教科 道徳」の教科書について、都立中高一貫教育校が10校ございますけれども、それぞれの特色を踏まえて採択をしていただけるように、各学校の基本方針や学校経営計画等を参考に、関連する事項について調査研究いたしました。これは後ほど、もう一度説明させていただきます。

(2)の都立特別支援学校(中学部)の教科書調査研究資料につきましては、同じく「特別の教科 道徳」の教科書について、障害のある生徒がまず興味・関心を持って取り組むことができるかどうかといった観点から調査研究いたしました。

大きな2の教科書の採択資料については、道徳以外の教科書も含めて、このたび採択を必要とする全てのものについて、教科書の種類や採択方法ごとに分けて資料を作成しております。

それでは資料1の1ページを御覧ください。10校それぞれについて調査研究を進めました。資料の6、お手元のA4の横の資料、表になっている資料がありますのでそれを御覧いただけますでしょうか。

この一番左側に5項目があります。「他者を価値ある存在として尊重する態度」などでございます。この五つは何かと申しますと、まずは東京都として中高一貫教育校を設立する時に、基本計画検討委員会というのがございまして、どのような中高一貫教育校を作っていくか、そういったところで柱となるものが、この五つでした。

各10校に丸が付いておりますが、例えば、白鷗高等学校附属中学校では、「他者を

価値ある存在として尊重する態度」、「地域社会と連携した体系的な学習を重視する」、それから「社会のリーダーとしての資質能力」、こういったところを重視しようという形で、そういう意味で10校がこの五つのポイントのうちのいくつかを学校経営計画等に位置付けております。

そこで、私どもが調査研究をする時に、各学校が重点的に取り組んでいるもののうち三つの項目について、どのように教科書において触れられているかというところを見ってみました。資料1の6ページ、7ページを御覧いただけますでしょうか。ここが、白鷗高等学校附属中学校なのですが、今申し上げました6ページの3のところは、a、b、cと三つありますけれども、これが白鷗高等学校附属中学校で重視している三つのポイントです。7ページは、その三つのポイントについて、各教科書にどれぐらい教材があるかということをもとめたものです。

今、白鷗高等学校附属中学校の例を出しましたが、ここで、五つのポイントについて、教科書でどのように扱われているかというのを、スクリーンで御覧いただきながら説明させていただきたいと思います。

まず、1点目の「他者を価値のある存在として尊重する態度」に関する内容を扱った例ですが、目の不自由な人との出会いを通じて、バリアフリーの大切さや障害者への思いやりに気付く、そういった内容になっています。

それから、2点目は、「地域社会と連携した体験的な学習に資する教材」という例です。これは郷土のお祭りを通じて、地域の文化や伝統への理解を深め、これらを継承して発展させていこうという地域社会に貢献することを考えさせる内容になっています。

3点目の「社会のリーダーとしての資質・能力の育成に資する教材」の例ですが、医師である主人公が困難や失敗にくじけずチャレンジを続けて、胃カメラを開発するという内容になっています。希望の実現に向けて取り組む姿勢や社会的責任に対する自覚など、社会のリーダーとしての資質・能力について考えさせるような教材となっています。

4点目の「各教科、特別活動及び総合的な学習との関連づけた学習」というものです。これは、主人公が美容院での職場体験学習——今、東京都でも中学校2年生が全

での学校で行っていますけれども――そこで挨拶の大切さなどに気付く内容で、特別活動と関連付けた内容になっています。

最後、5点目です。「いじめやインターネット、身の回りの諸課題について自ら課題を設定して解決する学習活動」というものです。これは、インターネットのサイトへの書き込みなどから、情報モラルに関する課題について自分で考え、そして友達と意見交換をして考えをまとめていく内容になっております。

以上が中学校のものですけれども、次に資料の2、都立特別支援学校について説明させていただきます。資料2の5ページを御覧ください。下の表に聴覚障害特別支援学校と肢体不自由及び病弱特別支援学校について、内容及び構成上の観点からそれぞれ調査し、資料としてまとめさせていただきました。左側が聴覚障害、右側が肢体不自由・病弱です。

6ページを具体的に見ながら御説明したいと思います。6ページの一番上に道德の教科書の四つの視点があります。その下の中段のところに、聴覚障害特別支援学校の例として、障害のある生徒が興味・関心を持って取り組むことができる教材について、それが何か所あるか、また、その主な内容について記述してございます。

その下に指導する際に障害への配慮や創意工夫を必要とする内容について調査し、その該当する数と内容についてまとめてあります。例えば、聴覚障害特別支援学校では、歌や楽器、また、バスでの車内アナウンスといった、音声について触れられている教材、それから方言といった特殊な言い回しについて取り扱った教材がある場合には、やはり様々な工夫や説明が必要になります。そういったことについて、資料としてまとめてございます。

一番下の構成上の工夫でございますけれども、文字の大きさや本の形、それから障害に応じた学習しやすい構成になっているかどうかということについて、掲載しております。

これもスクリーンを御覧いただきながら、少し説明させていただきます。まず、障害のある生徒が興味・関心をもって取り組むことができる教材の例ですが、こちらの教材は、パラリンピックの陸上競技走り幅跳びの選手を取り上げておまして、肢体不自由や病弱の生徒にとって、身近に感じられる人の姿から、自分の生き方につい

て、考え直し見つめ直していく内容になっております。

続きまして、構成上の工夫として、聴覚障害のある生徒が視覚的に理解しやすい具体的な内容を扱っている教材の例です。こちらは、障害者差別解消法に関する新聞記事をテーマにして、生徒同士が討論するという設定なのですが、生徒の意見を対話文形式で視覚的に示しておりまして、生徒たちにとって文章の理解がしやすくなっています。このページを参考に実際に討論していくなど、体験的な学習がしやすい内容となっています。

また、こちらの教材では、文書の資料とそれに関連する問いを見開きの2ページで整理してあります。障害の程度によって、例えばページをめくる動作が困難な生徒がいます。そういった生徒から見れば、こういった見開きで学習が進められると、負担が軽減されまして、授業に集中することができます。そういった工夫がされています。

以上、特別支援学校について説明させていただきました。

続きまして、採択資料について御説明いたします。資料の3を御覧いただけますでしょうか。こちらが、今まで御説明しました資料1を基に、実際に採択していただく際の参考となるような採択の案について、まとめたものでございます。

まず、2ページ及び3ページを御覧いただけますでしょうか。「特別の教科 道徳」の教科書につきましては、来年度から中学校と中等教育学校（前期課程）で授業が始まりますので、新規に採択していただく形になります。資料4の1ページ目を御覧いただけますでしょうか。これは白鷗高等学校附属中学校の例です。先ほど、五つのポイントの中から、学校ごとに三つ重点を設けているというお話をいたしました。

白鷗高等学校附属中学校で重点的に育成しようとしている能力に関係しているのがa、b、cとありますが、それが各教科書でどのように扱われているか、それぞれ取り上げられている教材の数を数字で示すとともに、その数に応じて4段階の白い星印で8社の教科書を比較しやすいようにしています。下には構成上の工夫と、学習の振り返り等について、どのようになっているかを記載しております。

2ページ目は小石川中等教育学校です。10校全てについて、こういった比較しやすい形で資料をまとめているのが、この資料4です。

続きまして、特別支援学校につきましては、資料の5にまとめてございます。資料5を御覧ください。1ページ目が聴覚障害特別支援学校、2ページ目が肢体不自由・病弱特別支援学校についてまとめてあります。

まず1ページ目、内容について、障害のある生徒が興味・関心をもって取り組むことができる教材、障害への配慮を要する内容について、それぞれ教材の数を数字で示したり、星印で示して、各教科書会社の比較を行いやすいようにしております。

上では、興味・関心をもって取り組むことができる教材等について、白い星印、下では、配慮を要する事項について、黒い星印で示しております。その下は、肢体不自由・病弱特別支援学校について同じような形で数字と印で示したのになっています。

資料3にお戻りください。4ページ(2) 前回採択時と同一の教科書を採択する必要があるものとあります。特別支援学校(小学部)の道徳の教科書につきましては、昨年度採択していただきました。4年間使うこととなりますので、昨年採択していただいた、5ページにある教科書について採択をお願いする形となります。

続きまして、6ページを御覧ください。「特別の教科 道徳」以外の教科書で、前回採択と同一の教科書を採択する必要があるというところです。中学校は28年度から31年度まで4年間使うこととなりますので、まだ今年度は、前回採択していただいたものと同様なもの、7ページ及び8ページにまとめてありますが、これについて採択の方向となっております。

続きまして、10ページを御覧ください。27年度に採択替えを行い、28年度から31年度まで4年間、使用することになっておりますので、11ページに整理してあるものが採択の対象となっております。

次に、12ページ「採択替えの年度に当たっているもの」です。小学部は、26年度に採択替えを行いましたので、今年は4年目に当たります。30年度で採択替えを行わなければならないわけです。けれども、新学習指導要領が32年度から始まりますので、来年もう一度採択替えがあります。ということで、今年度は新たに検定申請された教科書はありませんでした。ですので、13ページ、ここには前回26年に採択した、現在使用している教科書の一覧を、採択案としてここに記載してあります。

続いて14ページを御覧ください。文部科学省の著作教科書と書いてあります。著作教科書について、今一度改めて確認させていただきますと、著作教科書とは、障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるように、障害種別に応じて文部科学省が著作編集した点字版の教科書などを指します。この15ページから22ページまでに、目録に登載された全ての教科書を記載いたしました。

続きまして、24ページを御覧いただけますでしょうか。学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）とあります。いわゆる附則9条本と言われております一般図書、絵本ですとかそういったものです。昨年度採択していただいたもので、絶版や品切れ等によって、供給不可能となった図書を除いたものを一覧としてここに載せております。

最後に、報告資料2ページ目の一番下、これらの資料の取扱いですがけれども、ただいま御説明させていただきました調査研究資料等を資料といたしまして、都立中学校、都立中等教育学校の前期課程、それから都立特別支援学校の小学部・中学部において、使用することが適当と認められる教科書を委員の皆様には今後採択していただくことになっております。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございますか。何かございませんか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月26日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、7月の26日木曜日、午前10時から、ここ教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

日程以外の発言

【教育長】 この日程そのほか何か、ほかの件で結構でございますが、何かございますでしょうか。

【宮崎委員】 このところ、災害がかなり続いておりまして、大阪の地震でブロック塀が壊れて大変痛ましい事故が起きた直後に、すぐ東京都下でもブロック塀を全部チェックしていただきまして、その結果も報告を受けておりますし、対策にも乗り出していただいで、迅速に動いていただいていると思います。

先日来の西日本での豪雨、こういうことがあるのをきっかけに、やはり、それぞれが見直すという機会にできたらと思います。例えば、登校を見合わせるような判断基準をどこに置くかというような場合です。実は今回の豪雨でも若干問題になったのは、大学には大学の休講の規定というのが各大学であるのですが、大体共通していて、交通機関が駄目だった場合とか、警報が出た場合とかになってはいますが、避難指示が出たような場合というのが規定にありません。そのために、避難せずにあの豪雨の中で授業をやっていたという大学が幾つかあって問題になっています。

これは小中高でも同じようなことがあると思います。どういう規定で、あるいは臨機応変に、誰が責任者で判断を下せるのかというような仕組みは、もちろんあるとは思いますが、これまでの延長線ではないような、災害の大型化とか、気候変動に関わって想定できなかったような事態が起こるというような場合もありますので、是非ソフト面での危機管理というのを、もう一度チェックしていただきたいなと思います。これはもう始めているのでしょうか。

【総務部長】 これまで危機管理対応マニュアルというものを学校ごとにそれぞれ作っております。今般の様々な災害を受ける前から、それぞれの学校について、その危機管理マニュアルの再点検というのを今、実証してきています。あわせて、こういった災害が起きるたびに、各学校でこのマニュアルについて見直すところがないかということをチェックしていただくということを言っています。

【宮崎委員】 もちろんできていることだと思うのですが、経験値で計れないような災害も最近起きていますので、やはりその都度見直すと、見直すことによってやはり意識が新たになりますので、そういう機会を持っていただけたらと思って申しあげました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時45分)